



2026年6月1日

各 位

東京都渋谷区東一丁目26番30号
会社名 株式会社 W I Z E
代表者名 代表取締役 CEO 藪 考 樹
(コード番号: 3664 東証グロース)
問合せ先 取締役 管理 管 掌 知 久 峻 輔
(TEL. 03-6820-4191)

第三者割当による第39回新株予約権（行使価額修正条項付）の 発行価額の払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年5月15日付の当社取締役会決議において決定しました、EVO FUND（以下「割当先」又は「EVO FUND」といいます。）を割当先とする第三者割当による第39回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度、2026年6月1日に発行価額の総額（1,800,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年5月15日公表の「第三者割当による第39回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」及び2026年5月26日公表の「(開示事項の経過)「第三者割当による第36回新株予約権（行使価額修正条項付）、第37回新株予約権、第38回新株予約権の資金使途変更」に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権発行の概要>

① 割 当 日	2026年6月1日
② 発行新株予約権数	600,000個（本新株予約権1個につき100株）
③ 発 行 価 額	総額1,800,000円（本新株予約権1個当たり3円）
④ 当該発行による潜在株式数	普通株式60,000,000株（本新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は17円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は60,000,000株であります。
⑤ 調達資金の額	1,966,330,000円（注）
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は33円とします。 (1) 行使価額は、本新株予約権の割当日の2取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）後に初回の修正がされ、以後5取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ5連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も安い値の100%に相当する金額（但し、当該金額が上記「④当該発行による潜在株式数」記載の下限

	<p>行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。)に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行われません。また、価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>(2) 上記第(1)号にかかわらず、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日(当日を含みます。)から当該株主確定日等(当日を含みます。)までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間(以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。)及び当該株主確定期間の末日の1取引日後においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後(当日を含みます。)の日とし、当該日以降、5取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。</p> <p>(3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が2026年5月15日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。)(以下「発行決議日終値」といいます。))を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。</p>
<p>⑦ 募集又は割当方法 (割 当 先)</p>	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。</p>
<p>⑧ 権 利 行 使 期 間</p>	<p>2026年6月2日～2027年6月2日</p>
<p>⑨ そ の 他</p>	<p>(1) 当社は、割当先との間で、行使停止条項、割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本新株予約権の買取契約を締結いたしました。</p> <p>(2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1か月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)の2週間以上前に本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)又は本新株予約権者の関係会社に通知することにより(但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われます。)、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとし、</p>

	<p>(3) 上記「⑧権利行使期間」欄で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入します。）で取得します。</p>
--	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変動する可能性があります。

以 上